

No. 34

制 度 名	鳥獣被害防止総合対策事業	主管課名	農村計画課 農村活性化 G	
		問合せ先	029-301-4264	
目的・趣旨	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のため、市町村が作成した「被害防止計画」に基づき実施する地域ぐるみの被害防止活動や有害鳥獣の捕獲及び侵入防止柵の設置等を総合的に支援する。			
〔対象団体〕 協議会（市町村、農業協同組合、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成） 市町村、協議会の構成員 等 〔対象事業〕 （1）鳥獣被害防止総合支援事業 ①推進事業 ○鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動 等 ・捕獲機材の導入 ・鳥獣の捕獲、追い払い ・農地周辺の緩衝帯の設置 ・ICT 等を用いた新技術実証 等 ②整備事業（原則、受益戸数 3 戸以上） ○侵入防止柵等の被害防止施設、有害捕獲個体の食肉処理加工施設 等 （2）鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・シカ等緊急対策事業 ○捕獲活動経費の助成（シカ等緊急捕獲対策事業の対象はイノシシ・シカのみ） （3）シカ・クマ特別対策等事業 ○シカ及びクマの生息域の拡大に対応するため、個体数を減らす捕獲対策 等 （4）鳥獣被害防止対策施設整備支援事業 ○国補対象外（受益戸数 3 戸未満）の侵入防止施設の整備に関する経費の支援 （5）鳥獣被害防止緊急捕獲活動促進事業 ○（2）に上乗せ補助を行っている市町村に対する上乗せ支援（上限は国補と同額） 〔補助要件等〕 鳥獣被害被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止計画が作成されていること 〔対象経費〕 上記対策に取り組むための活動経費や施設等導入経費 〔補助限度額等〕 （1）鳥獣被害防止総合支援事業 ①推進事業 1/2 以内、実施隊が中心となって行う取組や新規地区等は定額（限度額あり） ICT 等を用いた新技術実証、GIS による被害対策等の可視化の取組には定額 ②整備事業 1/2 以内、自力施工の場合には資材費が定額 （2）鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・シカ等緊急捕獲対策事業 定額（上限単価あり） （3）シカ・クマ特別対策等事業 定額（限度額あり） （4）鳥獣被害防止対策施設整備支援事業 市町村補助額と同額（上限 60 千円） （5）鳥獣被害防止緊急捕獲活動促進事業 市町村補助額と同額（上限は国補と同額） 〔経費負担割合〕				
区 分	国	県	市町村	その他
(1) 鳥獣被害防止総合支援事業				
①推進事業（環境整備を除く）	1/2 以内、定額	-	1/2	-
（環境整備に係る経費）	1/2 以内、定額	1/4 以内	1/4	-
②整備事業	1/2 以内、定額	-	-	-
(2) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	定額	定額	-	-
・シカ等緊急捕獲対策事業				
(3) シカ・クマ特別対策等事業	定額	-	-	-
(4) 鳥獣被害防止対策施設整備支援事業	-	定額	-	-
(5) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動促進事業	-	定額	-	-
〔令和 7 年度当初予算額〕 205,636 千円	〔令和 7 年度補助対象団体〕 令和 7 年 4 月以降			